

令和6年9月10日

保護者 様

倉敷市立沙美小学校
校長 有森 真理

気象警報等又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が 発令された場合の「就学時の健康診断」について

残暑の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、10月11日（金）に予定しているお子さんの「就学時の健康診断」につきまして、台風が接近し、「特別警報・暴風警報」が発令された場合、本校では次のように対応することにしていきますので、よろしくお願いします。

記

1 気象警報発表又は避難情報発令時の「就学時の健康診断」の取り扱い

- ・**午前10時**の段階で、「特別警報・暴風警報」が発令されている場合、就学時の健康診断は延期とします。
- ・午前10時までに発令されていた「特別警報・暴風警報」が、午前10時の時点ですべて解除となった場合は、実施します。
- ・ただし、**当日午前6時00分**において、「避難情報（緊急安全確保・避難指示及び高齢者等避難）」が発令されている場合には、その後に避難情報が解除された場合でも、就学時の健康診断は延期とします。
- ・延期決定について、当日の連絡は学校園からありません。気象に関する情報にご注意ください。

2 南海トラフ地震臨時情報発表時の就学時の健康診断の取り扱い

- 巨大地震警戒・・・延期（検診日の再調整のめやす：2週間以上経過後）
- 巨大地震注意・・・10月11日（金）に予定通り実施

3 「就学時の健康診断」が延期となった場合

- ・後日に同じ日程で行いますが、日にちについては、園等を通じてお知らせします。
- ・延期した日の都合が悪い場合は、沙美小学校へお知らせください。なお、その場合は、市内の他校で行われる「就学時の健康診断」を受けていただくことになります。